

# 技術指導契約書

(以下「甲」という。)と一般財団法人青葉工学会(以下「乙」という。)とは次の各条によって技術指導契約を締結する。

## (指導課題)

第1条 甲は、次の技術指導を乙に委託し、乙はこれを受託する。

技術課題： ○○○に関連する技術指導

実施者： 東北大学 . . . . .

## (指導期間)

第2条 本技術指導の期間は、令和 年 月 日より令和 年 月 日までとする。

2 甲又は乙は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、相手方と協議の上、本技術指導を中止し、又は期間を短縮し若しくは延長することができる。この場合、甲又は乙は中止又は短縮若しくは延長の結果に対する責めを負わないものとする。

## (指導経費)

第3条 甲は乙に対し、一金 円  
(消費税及び地方消費税 円を含む)を乙の請求書受理後30日以内に支払うものとする。

## (知的財産権)

第4条 本技術指導の結果知的財産権が生じた場合には、その取扱いについて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

2 前項の協議は、第1条に規定する実施者が大学等の機関に所属する場合は、所属機関の知的財産権に関する規程等を踏まえて行うものとする。

## (秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本技術指導の実施に当たり、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第1条に規定する実施者並びに本技術指導の実施に当たり必要となる自己に属する最小限の役員及び従業員以外に開示し、提供し又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、事前に相手方から書面による同意を得た場合を除き秘密情報を本技術指導以外の目的に使用してはならない。

3 前二項の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しない。

- 一 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していた情報
- 二 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
- 三 開示又は提供を受けた後に、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

五 秘密情報によることなく、独自に開発し又は取得した情報

六 事前に相手方から書面による同意を得た情報

4 第2項及び第3項の規定は、甲又は乙が裁判所等の公的機関からの要請に基づいて秘密情報を開示する行為には適用しない。

(協議)

第6条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項について定める必要がある場合は、協議の上これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6  
東北大学大学院工学研究科内  
一般財団法人青葉工学振興会  
理事長 米本 年邦

# 技術指導申込書

令和 年 月 日

一般財団法人青葉工学振興会  
理事長 米本 年邦 殿

申込者  
住所 〒

氏名

印

(担当者 電話 )

下記の通り技術指導を申し込みます。

記

1・技術指導課題

2・技術指導期間  
自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

3・技術指導経費  
消費税込み金額 円  
(内訳) 消費税額 円  
消費税抜き金額 円

4・その他

研究者所属: 東北大学

職名・氏名: